

9

法務省民制第55号
令和7年6月18日

行政文書開示決定通知書

渡部 友一郎 様

法務大臣 鈴木 馨 祐



令和7年4月23日受付第190号及び第191号で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することに決定しましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

- (1) 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案説明資料
- (2) 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案説明資料

2 不開示とした部分とその理由

なし

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、裁決の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

- (1) 開示の実施の方法等 ※同封の説明事項をお読みください。

開示請求者において希望された開示の実施の方法等により、開示の実施を受けられます。